

# (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業 (積替え又は保管を含まない) の変更 (廃止) 届について

京都府循環型社会推進課

## 1 変更 (廃止) 届について【(産廃) 法第14条の2第3項 (特管) 法第14条の5第3項】

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の許可を取得した者にあつては、次に掲げる事項に変更又は廃止があつた場合は、10日(登記事項証明書の添付が必要な場合は30日)以内に変更(廃止)届を許可【注釈1】を受けている各窓口【注釈2】へ提出する必要があります。

なお、新たに扱う産業廃棄物の種類を増やす場合や積替え又は保管を行う場合【注釈3】は、変更届ではなく、変更許可申請を行う必要があります。

ア

【法人】 名称の変更 【個人】 氏名の変更
--------------------------

イ

【法人】 代表者の変更 ※ 役員等の追加や削減がない場合、変更届は不要ですが、書換えを希望する場合は提出ください。
--

ウ

【法人】 本店所在地の変更 【個人】 自らの住所の変更
--------------------------------

エ

【法人・個人】 京都市の(特別管理)産業廃棄物収集運搬業(積替え又は保管を含む)の許可の有無の変更
---

オ

【法人】 役員、株主(100分の5以上)、政令で定める使用人の変更 【個人】 政令で定める使用人、法定代理人の変更
--

カ

【法人・個人】 運搬車両の変更
-----------------

キ

【法人・個人】 事務所、事業場、駐車場の変更
------------------------

ク

【法人・個人】 事業の全部又は一部の廃止 ※ 新たに扱う(特別管理)産業廃棄物の種類を増やす場合は、変更許可申請が必要です。
---

## 2 必要書類について【(産廃) 省令第10条の10第2項、第3項 (特管) 省令第10条の23第2項、第3項】

(特別管理) 産業廃棄物処理業変更(廃止)届には、届出書と共に、変更(廃止)事項に応じた添付書類が必要となります。必要な添付書類については、1に掲げる変更事項ごとに裏面に掲載していますので、確認してください。

【注釈1】 産業廃棄物収集運搬業許可と特別管理産業廃棄物収集運搬業許可をそれぞれ受けており、変更(廃止)事項が双方の許可に関わるものである場合は、それぞれに変更(廃止)届の提出が必要です。

【注釈2】 京都府内で市町村を越えた住所変更を行った場合、窓口が変わることがあります(宇治市から京都市に住所変更した場合等)。窓口が変更となる場合、変更後の行政庁に提出してください(担当窓口についてはP12を確認ください)。

【注釈3】 産業廃棄物の積替え又は保管の用に供する施設を新たに設置や変更する場合、京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例(平成26年京都府条例第15号)に基づく手続が必要となりますので、十分な期間の余裕を持って保健所に相談ください。

(特別管理) 産業廃棄物処理業変更 (廃止) 届の添付書類

必要書類		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク
		氏名 又は 名称	法人の 代表者	住所	京都市 の積保	役員等 又は 株主	運搬 車両	事務所 事業場 駐車場	事業の (一部) 廃止
①	(産廃)様式第11号 (特管)様式第17号	変更届出書	○	○	○	○	○	○	○
②	変更概要書	○	○	○		○	○	○	
③	様式第1号	「役員等名簿」		○		○ 役員等の場合			
④	様式第2号	「株主名簿」				○ 株主の場合			
⑤	第6号の2 (第2面)	「運搬施設の概要」					○	○	
⑥	第6号の2 (第6面)	「運搬車両の写真」					○ ※1		
⑦	(車両) 自動車検査証(写) (船舶) 船舶国籍証書及び船舶検査証書						○ ※1		
⑧	様式第17号	「貸借に係る誓約書」					○ ※2		
⑨	定款又は寄附行為	○ 法人の場合							
⑩	履歴事項全部証明書 (申請者分)	○ 法人の場合	○ 法人の場合	○ 法人の場合		○ ※3			
⑪	履歴事項全部証明書 (株主、法定代理人分)					○ ※4			
⑫	住民票の写し	○ 個人の場合	○ ※4	○ ※4		○ ※4			
⑬	登記事項証明書 又は 医師の診断書※5	○ 個人の場合	○ ※4			○ ※4			
⑭	現在、受けている京都府の許可証 (原本)	○	○	○	○				○
⑮	京都市の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し				○				
⑯	返送用封筒 (切手も必要)	○ ※6	○ ※6	○ ※6	○ ※6				○ ※6

※1 新たに追加した運搬車両についてのみ、添付が必要です。(電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」)

※2 自動車検査証等で運搬車両の使用権があることが確認できない場合のみ、添付が必要です。

※3 法人の場合であって、法人の登記事項証明書に変更がある場合のみ、添付が必要です。

※4 法人の場合、新たに追加した者についてのみ添付が必要です(役職に関わらず、従前から就任している者は不要)。

※5 後見開始又は保佐開始の審判を受けた者についてのみ、医師の診断書の添付が必要です。

※6 書換えが済んだ許可証の郵送による返送を希望する場合は、添付が必要です。

届出書及び添付書類(様式が規定されているもの)については、本府ホームページのほか、申請窓口、郵送(返信用封筒の送付)で入手することができます。

京都府 産業廃棄物処理業 申請等様式  
( <http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/shosiki17.html> )

検索 

次ページ以降の様式等の説明をご確認ください。

## 変更（廃止）届出書及び変更概要書の説明

### ○様式第 11 号又は様式第 17 号

#### (1) 様式の名称

許可を受けている内容（住所氏名、役員、運搬車両等）に一部変更が生じた場合、変更届の提出が必要ですので、「廃止」を二重線で消してください。

なお、許可を受けている事業の範囲の変更（産業廃棄物処理業の廃業、産業廃棄物の種類の減少）を行った場合は廃止届の提出が必要ですので、「変更」を二重線で消してください。

#### (2) 提出する窓口（行政庁）の長

許可を受けている窓口（行政庁）の長（保健所で許可を受けている場合、京都府〇〇保健所長と記載）に変更してください。

なお、京都府内で市町村を越えた住所変更を行った場合、管轄の窓口が変わることがあります（宇治市から京都市に住所変更した場合等）。窓口が変更となる場合、変更後の窓口（行政庁）の長を記入してください。

#### (3) 申請者の氏名等

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所については、住民票（法人にあっては法人の登記事項証明書）どおりに記載し、丁目・番・号・方書等は省略しないでください。

#### (4) 廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第 10 条の 10 第 1 項第 2 号に掲げる事項を除く。）

本欄は、変更事項が P1 に掲げた㉞～㉟又は㉠～㉡の場合に使用します。変更事項が、㉢「京都市の（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え又は保管を含む）の許可の有無の変更」以外の場合にあっては、本欄に「変更概要書のとおり」と記入し、変更概要書で詳細を記入してください。

変更事項(P1 参照)	本欄への記載内容
㉞、㉟、㊱、 ㊲、㊳、㊴	「変更概要書のとおり」
㉢	「京都市の（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え又は保管を含む）の許可の取得（廃止）」
㉠	- 本欄を使用しない - ※(5)を参照

#### (5) 廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第 10 条の 10 第 1 項第 2 号に掲げる事項）

本欄は、変更事項が P1 に掲げた㉣「申請者の役員、株主(100 分の 5 以上)、政令で定める使用人、法定代理人の変更」の場合にのみ使用し、「変更概要書及び様式第 1 号(第 2 号)のとおり」と記入し、変更概要書及び様式第 1 号又は様式第 2 号で詳細を記入してください。

変更事項(P1 参照)	本欄への記載内容
㉣	「変更概要書及び様式第 1 号(第 2 号)のとおり」

#### (6) 廃止又は変更の理由

変更又は廃止事項に応じた理由をそれぞれ記入してください。なお、運搬車両を増加した際等において、単に「運搬車両増加のため」と記載するのではなく、「事業拡大のため」といった変更の起因となる理由を記入してください。

### ○変更概要書

#### (1) 役員、株主、政令で定める使用人、法定代理人の変更

変更概要書には、「新」の欄に新たに追加した者の氏名を、「旧」の欄に当該地位を辞めた者の氏名を記入してください。

なお、追加した者の生年月日、住所等については同時提出する名簿（様式第 1 号又は第 2 号）において、従前から就任している者と併せて記入してください（詳しくは、次ページを参照）。

#### (2) 住所又は事務所、事業場若しくは駐車場の変更

変更概要書には、「新」の欄に変更後の住所（新しく追加した事務所等の住所）を、「旧」の欄に変更前の住所（廃止した事務所等の住所）を記入してください。付近見取り図の添付は不要です。

#### (3) 運搬車両の変更

変更概要書には、「新」の欄に新たに追加した運搬車両の車両番号を、「旧」の欄に廃止した運搬車両の車両番号を記入してください。

## 添付書類の説明

### ③④ 様式第1号、様式第2号

氏名(名称)、生年月日、本籍地(国籍)及び住所については、住民票及び登記事項証明書どおりに記載し、丁目・番・号・方書等は省略しないでください。外国籍の場合は、通称名も併せて記入してください。

変更事項だけでなく、変更のない事項についても省略せず記載し、最新の状態のもの(従前から就任している者も含む)を作成してください。

### ⑤ 「運搬施設の概要」

変更事項だけでなく、変更のない事項についても省略せず記載し、最新の状態のもの(従前から就任している者も含む)を作成してください。

### ⑥ 「運搬車両の写真」

真正面及び真横の全景写真であり、登録番号や車両表示等が鮮明であるものに限ります。

「産業廃棄物収集運搬車」の表示、申請者名、統一許可番号(許可番号の下6桁)が規定の大きさで表示されていることが確認できる写真でなければいけません。

※ 不鮮明な写真であって、登録番号や車両表示等が確認できない場合には、該当部分の拡大写真を添付してください。

### ⑦⑧ 運搬車両の使用権を証する書類の写し

#### <車両の場合>

下記条件のいずれかを満たす場合、使用権があるものと解します。

(1) 自動車検査証の使用者(所有者欄のみに記載があるときは所有者)と申請者が同じであること。

(2) (1)以外の場合、運搬車両の貸借に係る誓約書等の使用権を有することがわかる書類が添付されていること。

※ 電子車検証の場合は車検証閲覧アプリから「自動車検査証記録事項」を取得、印刷の上添付してください。

#### <船舶の場合>

下記条件のいずれかを満たす場合、使用権があるものと解します。

(1) 船舶国籍証及び船舶検査証書の所有者と申請者が同じであること。

(2) 自己所有の船舶でない場合、裸備船契約書等の使用権を有することがわかる書類が添付されていること。

### ⑩⑪ 法人の登記事項証明書

3箇月以内に発行された「履歴事項全部証明書」を提出してください。

### ⑫ 住民票の写し

様式第1号及び第2号に記載された者のうち、新しく追加された者について、本籍(外国人にあっては国籍・地域)が記載された住民票の写しを提出してください。ただし、3箇月以内に発行されたものであり、個人番号(マイナンバー)が記載されていないものに限りません。

### ⑬ 後見登記等に関する法律に基づく登記事項証明書又は医師の診断書

法務局が交付する「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」ことを証明する「登記されていないことの証明書」を様式第1号及び第2号に記載された者のうち、新しく追加された者について、提出してください。ただし、3箇月以内に発行されたものに限りません。

※ 証明を受ける者の氏名及び住所については省略せず、正確に記入されたものである必要があります。

※ 後見開始又は保佐開始の審判を受けた者は、「登記されていないことの証明書」の代わりに医師の診断書(精神機能の障害により、法令にのっとり行政庁への提出書類の作成及び提出、各種帳簿等の管理等を行うのに必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有するか否かについて診断を受けたもの)を提出してください。ただし、3箇月以内に発行されたものに限りません。

### ○ その他

#### ・ 原本照合による原本の還付について

住民票の写し、後見登記等に関する法律に基づく登記事項証明書、医師の診断書及び法人の登記事項証明書については、原本(発行日から3箇月以内)と照合できる場合のみ、複写を提出することができます(原本は必ずご持参ください)。